

ID: 190

担当部署: 産業課

処分の概要	変更等の許可		
例 規 名	高根沢町クリエイターズ・デパートメントの設置及び管理に関する条例施行規		
根 拠 条 項	則 第11条		
例 規 番 号	平成29年規則第5号		
【基準】			
第11条の規定による。			
(許可事項)			
第11条 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、町長の許可を受けなければならない。			
(1) 第6条の規定により使用の許可を受けた事項を変更しようとするとき。			
(2) 創業支援施設を1か月以上使用しないとき。			
(3) 創業支援施設に模様替えその他工作を加えようとするとき。			
(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が別に定める事由に該当するとき。			
標準処理期間	14日		
備考			
設 定 年 月 日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日